

鹿児島県退職職員の再就職状況の公表に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県職員の再就職について透明性を確保するため、職員の再就職に関する状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員の範囲)

第2条 この要領の対象となる職員は、知事部局等の一般職の職員（再任用職員、任期付職員、任期付研究員及び臨時的任用職員を除く。）で、かつ、離職時に本庁課長級以上の職（相当職を含む。）にある者で、県を離職した者（以下「対象職員」という。）とする。

(再就職状況に係る届出)

第3条 対象職員は、県を離職後2年の期間内に、民間企業、公益法人その他の団体に再就職した場合には、再就職した日から15日以内に、鹿児島県職員の退職管理に関する規則（平成28年人事委員会規則第7号。以下「規則」という。）第24条で定める再就職状況届（第3号様式）に必要な事項を記載し、知事に届け出るものとする。

2 対象職員は、前項の規定により届け出た内容について変更があった場合は、その状況について、再就職状況変更届（第1号様式）により、速やかに、知事に届け出るものとする。

3 前2項の規定は、対象職員が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定に基づき離職して団体へ派遣される場合には適用しない。

(再就職状況の公表)

第4条 知事は、前条第1項及び第2項の届出に基づき、毎年8月31日までに、7月31日現在の再就職状況について、次の事項を公表することとする。

- (1) 離職者の氏名
- (2) 離職年月日
- (3) 離職時の役職
- (4) 再就職先の名称
- (5) 再就職先における役職
- (6) 再就職年月日

(細則)

第5条 この要領に定めるもののほか、再就職状況の公表に関し、必要な事項は、人事課長が別に定める。

附 則（平成22年3月19日改正）

この要領は、平成22年3月19日から施行し、平成22年4月1日以降に再就職する者から適用する。

附 則（平成28年6月22日改正）

この要領は、平成28年6月22日から施行し、平成28年4月1日以降に再就職する者から適用する。

鹿児島県県立病院局退職職員の再就職状況の公表に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県県立病院局職員の再就職について透明性を確保するため、職員の再就職に関する状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員の範囲)

第2条 この要領の対象となる職員は、県立病院局の一般職の職員（医師並びに再任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員を除く。）で、かつ、離職時に本庁課長級以上の職（相当職を含む。）にある者で、県立病院局を離職した者（以下「対象職員」という。）とする。

(再就職状況に係る届出)

第3条 対象職員は、県立病院局を離職後2年の期間内に、民間企業、公益法人その他の団体に再就職した場合には、再就職した日から15日以内に、鹿児島県職員の退職管理に関する規則（平成28年人事委員会規則第7号。以下「規則」という。）第24条で定める再就職状況届（第3号様式）に必要な事項を記載し、県立病院事業管理者に届け出るものとする。

2 対象職員は、前項の規定により届け出た内容について変更があった場合は、その状況について、再就職状況変更届（第1号様式）により、速やかに、県立病院事業管理者に届け出るものとする。

3 前2項の規定は、対象職員が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定に基づき離職して団体へ派遣される場合には適用しない。

(再就職状況の公表)

第4条 県立病院事業管理者は、前条第1項及び第2項の届出に基づき、毎年8月31日までに、7月31日現在の再就職状況について、次の事項を公表することとする。

- (1) 離職者の氏名
- (2) 離職年月日
- (3) 離職時の役職
- (4) 再就職先の名称
- (5) 再就職先における役職
- (6) 再就職年月日

(細則)

第5条 この要領に定めるもののほか、再就職状況の公表に関し、必要な事項は、県立病院課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年3月22日から施行し、平成22年4月1日以降に再就職する者から適用する。

附 則（平成28年7月7日改正）

この要領は、平成28年7月7日から施行し、平成28年4月1日以降に再就職する者から適用する。

鹿児島県教育庁等職員の再就職状況の公表に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県教育庁及び教育機関（県立学校を含む。以下「教育庁等」という。）職員の再就職について透明性を確保するため、職員の再就職に関する状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員の範囲)

第2条 この要領の対象となる職員は、教育庁等の一般職の職員（再任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員を除く。）で、かつ、離職時に本庁課長級以上の職（相当職を含む。）又は県立学校の校長の職にある者で、教育庁等を離職した者（以下「対象職員」という。）とする。

(再就職状況に係る届出)

第3条 対象職員は、教育庁等を離職後2年の期間内に、営利企業等に再就職した場合には、再就職した日から15日以内に、鹿児島県職員の退職管理に関する規則（平成28年人事委員会規則第7号）第24条で定める再就職状況届（第3号様式）に必要な事項を記載し、教育長に届け出るものとする。

2 対象職員は、前項の規定により届け出た内容について変更があった場合は、その状況について、再就職状況変更届（別記第1号様式）により、速やかに、教育長に届け出るものとする。

(再就職状況の公表)

第4条 教育長は、前条の規定による届出に基づき、毎年8月31日までに、7月31日現在の再就職状況について、次の事項を公表することとする。

- (1) 離職者の氏名
- (2) 離職年月日
- (3) 離職時の役職
- (4) 再就職先の名称
- (5) 再就職先における役職
- (6) 再就職年月日

(細則)

第5条 この要領に定めるもののほか、再就職状況の公表に関し必要な事項は、総務福利課長が別に定める。

附 則（平成22年3月19日改正）

この要領は、平成22年3月19日から施行し、平成22年4月1日以降に再就職する者から適用する。

附 則（平成28年7月8日改正）

この要領は、平成28年7月8日から施行し、平成28年4月1日以降（離職時に県立学校の校長の職であった者は平成27年4月1日以降）に再就職する者から適用する。

鹿児島県警察退職者の再就職状況の公表に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県警察を退職した者（以下「退職者」という。）の再就職について透明性を確保するため、退職者の再就職に関する状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象者)

第2条 この要領の対象となる者は、鹿児島県地方警察職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第7号）別表第1及び別表第2に掲げる職にあった者（以下「対象者」という。）とする。

(再就職状況に係る届出)

第3条 対象者は、県警察を退職後2年の期間内に、公益法人、民間企業又はその他の団体に再就職した場合には、再就職した日から15日以内に、鹿児島県職員の退職管理に関する規則（平成28年鹿児島県人事委員会規則第7号）第24条で定める再就職状況届（第3号様式）に必要な事項を記載し、鹿児島県警察本部長（以下「本部長」という。）に届け出るものとする。

2 対象者は、前項の規定により届け出た内容について変更があった場合は、その状況について、再就職状況変更届（別記様式）により、速やかに、本部長に届け出るものとする。

(再就職状況の公表)

第4条 本部長は、前条の規定による届出に基づき、毎年8月31日までに、7月31日現在の再就職状況について、次の事項を公表することとする。

- (1) 退職者の氏名
- (2) 退職年月日
- (3) 退職時の役職
- (4) 再就職先の名称
- (5) 再就職先における役職
- (6) 再就職年月日

(細則)

第5条 この要領に定めるもののほか、再就職状況の公表に関し、必要な事項は、警務部警務課長が別に定める。

附 則（平成23年2月1日改正）

この要領は、平成23年2月1日から施行し、平成23年4月1日以降に再就職する者から適用する。

附 則（平成28年8月16日改正）

この要領は、平成28年8月16日から施行し、平成28年4月1日以降に再就職する者から適用する。

附 則（平成28年10月6日改正）

この要領は、平成28年10月6日から施行し、平成28年4月1日以降に再就職する者から適用する。

附 則（令和4年4月7日改正）

この要領は、令和4年4月7日から施行し、令和4年4月1日以降に再就職する者から適用する。